

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案要綱
最近における社会経済情勢等に鑑み、個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 平成二十五年度から、成年扶養親族に対する扶養控除について、以下の措置を講ずること。（第二十三条、第三十四条、第二百九十二条、第三百十四条の二関係）

(一) 納税義務者が成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である納税義務者の成年扶養親族に限る。）を有する場合には、その納税義務者の前年中の総所得金額等からその成年扶養親族一人につき三十三万円を控除すること。

(二) (一)にかかわらず、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その納税義務者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、その成年扶養親族一人につき、三十三万円からその納税義務者の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額を控除した残額

を控除すること。

(三) (一)及び(二)の成年扶養親族とは、扶養親族のうち年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいい、特定成年扶養親族とは、成年扶養親族のうち、年齢六十五歳以上七十歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等をいうものであること。

2 平成二十五年度から、調整控除について、1の改正に伴う所要の措置を講ずること。（第三十七条、第三百十四条の六関係）

3 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

4 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとする。（第五十三條関係）

5 平成二十五年一月一日から、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する前年の合計所得金額が五百万円以上の者について、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を

提出できるものとする。 （附則第三条の三関係）

6 平成二十四年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその十分の一に相当する金額を控除する措置を廃止すること。 （附則第七条関係）

二 事業税

欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。
（第七十二条の二十三関係）

三 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十四年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあつては千本につき六百四十四円引き下げ、市町村たばこ税にあつては千本につき六百四十四円引き上げること。 （第七十四条の五、第四百六十八条関係）

2 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十四年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあつては千本につき三百五円引き下げ、市町村たばこ税にあつては千本につき三百五円引き上げること。 （附則第十二条の二、第三十条の

二関係）

四 その他

1 更正の請求並びに更正及び決定の期間制限について、次の措置を講ずること。（第十七条の五、第十八条、第二十条の九の三関係）

(一) 納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を五年（現行一年）に延長すること。

(二) (一)の改正に併せ、地方団体がする更正及び決定の期間制限を五年（現行三年）に延長すること。

2 総務大臣が地方税に関する法律に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととすること。（第十八条の四関係）

3 内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定を設けること。（第二十二條の二、第七十二條の四十九関係）

4 徴税吏員等は地方税に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示又は提出を求めるとともに、当該

物件を留め置くことができることとする。 (第二十六条、第七十二条の七、第七十二条の四十九の五、第七十二条の六十三、第七十二条の八十四、第七十三条の八、第七十四条の七、第七十七条、第一百十六条、第四百四十四条の十一、第四百四十四条の三十八、第五百五十五条、第八十八条、第二百六十四条、第二百九十八条、第三百五十三条、第三百九十六条、第四百五十条、第四百七十条、第五百二十五条、第五百八十八条、第六百七十四条、第七百条の五十九、第七百一条の五、第七百一条の三十五、第七百七条、第七百三十三条の四関係)

5 総務省の職員で総務大臣が指定するものが行ふ法人の事業税、個人の事業税、軽油引取税又は固定資産税に関する調査に係る質問検査等について、次の措置を講ずること。(第七十二条の四十九の五、第七十二条の四十九の六、第七十二条の四十九の七、第七十二条の四十九の八、第七十二条の四十九の九、第七十二条の四十九の十、第七十二条の六十三、第七十二条の六十三の二、第七十二条の六十三の三、第七十二条の六十三の四、第七十二条の六十三の五、第七十二条の六十三の六、第四百四十四条の三十八、第四百四十四条の三十八の二、第四百四十四条の三十八の三、第四百四十四条の三十八の四、第四百四十四条の三十八の五、第四百四十四条の三十八の六、第三百九十六条、第三百九十六条の二、

第三百九十六条の三、第三百九十六条の四、第三百九十六条の五、第三百九十六条の六関係）

(一) 総務省の職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、原則として、あらかじめ調査の相手方等に対して実地の調査の開始の日時及び場所等の事項を書面により通知することとすること。

(二) 調査の終了時においては、当該調査が終了した旨等を、原則として、書面により通知することとする。

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の四の3の改正は平成二十三年六月一日から、第一の一の6並びに第一の四の2、4及び5の改正は平成二十四年一月一日から、第一の三の改正は平成二十四年四月一日から、第一の一の1、2及び5の改正は平成二十五年一月一日から、その他の改正は平成二十三年四月一日から施行すること。